



## (年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-7)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合いが反映されているものと考えられる。

## (3) 年金総額

## ア 平成14年度末の状況

平成14年度末の年金総額(受給権者の年金額の総額)は、厚生年金23兆9,806億円、国共済1兆7,656億円、地共済4兆4,435億円、私学共済2,587億円、国民年金13兆3,598億円(新法基礎年金と旧法国民年金)であった(図表2-3-8)。国民年金の13兆3,598億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分(旧法年金のいわゆる1階部分)は含まれない。公的年金制度全体で43兆8,082億円である。これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると42兆979億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70~80%台を占める。ただし私学共済は65.2%と他制度に比べて低く、代わりに通老・通退相当が21.5%と他制度に比べて高くなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が16~19%(私学共済のみ12.5%)、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が2.0%と小さく、障害年金は10.5%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでみても特に変わりはない。

図表2-3-8 年金種別別にみた年金総額 -平成14年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		
						新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体	
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	239,806	17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	172,892	13,794	35,810	1,685	224,182	113,159	337,341
	通老・通退相当	21,965	245	707	555	23,473	3,692	27,164
障害年金	4,225	185	541	22	4,973	14,064	19,037	
遺族年金	40,724	3,424	7,377	324	51,849	2,683	54,532	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.1	78.1	80.6	65.2	73.6	84.7	77.0
	通老・通退相当	9.2	1.4	1.6	21.5	7.7	2.8	6.2
障害年金	1.8	1.0	1.2	0.8	1.6	10.5	4.3	
遺族年金	17.0	19.4	16.6	12.5	17.0	2.0	12.4	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	227,491	17,202	43,191	2,210	290,094	130,886	420,979	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	164,758	13,466	35,019	1,361	214,605	112,673	327,278
	通老・通退相当	20,575	234	683	507	21,999	3,679	25,678
障害年金	3,028	133	366	18	3,545	13,095	16,640	
遺族年金	39,130	3,361	7,122	324	49,937	1,438	51,376	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.4	78.3	81.1	61.6	74.0	86.1	77.7
	通老・通退相当	9.0	1.4	1.6	22.9	7.6	2.8	6.1
障害年金	1.3	0.8	0.8	0.8	1.2	10.0	4.0	
遺族年金	17.2	19.5	16.5	14.7	17.2	1.1	12.2	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

## イ 推移

年金総額の推移をみると(図表2-3-9)、総じて増加を続けている。平成14年度の対前年度増減率をみると、被用者年金制度では厚生年金が5.1%増、私学共済が3.6%増、地共済が1.5%増、国共済が0.7%増となっている。

また、国民年金(新法基礎年金と旧法国民年金)の年金総額は14年度で、対前年度6.2%増であった。

## (老齢・退年相当)

老齢・退年相当についてみると、14年度の対前年度増減率は、厚生年金5.0%増、国共済0.1%減、地共済1.0%増、私学共済4.3%増、国民年金7.3%増となっている。

(遺族年金)

遺族年金の年金総額は14年度の対前年度増減率でみると、厚生年金5.5%増、国共済3.6%増、地共済4.1%増、私学共済4.8%増となっており、いずれも老齢・退年相当よりも高い率で増加している。より長いスパン(8年度以降)でも、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

(年金種別別構成割合)

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-10)、厚生年金、国共済、地共済については、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表 2-3-9 年金種別別にみた年金総額の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424
対前年度増減率(%)										
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	40,053	33,686	654	534	5,180	1,922	1,193	496	19	214
8	40,437	33,769	659	531	5,479	2,043	1,286	511	20	227
9	41,059	34,088	662	528	5,780	2,117	1,340	516	19	241
10	42,287	34,889	674	534	6,190	2,232	1,423	531	20	258
11	42,901	35,165	675	536	6,526	2,327	1,489	540	21	278
12	43,257	35,244	680	532	6,802	2,432	1,569	548	21	294
13	43,789	35,463	702	535	7,089	2,497	1,615	551	21	309
14	44,435	35,810	707	541	7,377	2,587	1,685	555	22	324
対前年度増減率(%)										
8	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0
9	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8
11	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6
12	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3
14	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8
年度末	(旧農林年金)					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	3,623	2,690	339	65	528	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413
8	3,710	2,730	352	66	563	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399
9	3,806	2,781	362	66	598	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391
10	3,947	2,860	378	68	640	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437
11	4,036	2,895	390	69	682	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796
12	4,129	2,940	404	70	716	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775
13	4,180	2,947	411	70	752	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733
14						133,598	113,159	3,692	14,064	2,683
対前年度増減率(%)										
8	2.4	1.5	3.6	0.6	6.6	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6
9	2.6	1.9	2.8	0.4	6.2	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3
10	3.7	2.9	4.6	3.4	7.0	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9
11	2.3	1.2	3.2	0.9	6.6	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7
12	2.3	1.6	3.5	1.2	5.0	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8
13	1.2	0.2	1.7	1.1	5.0	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5
14						6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。  
注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-10 年金総額の年金種別別構成割合の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8
8	100.0	72.9	9.0	2.1	16.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4
9	100.0	72.9	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	16.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7
9		0.0	0.0	△ 0.1	0.0		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.6
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7
11		△ 0.3	0.0	△ 0.0	0.3		△ 0.8	0.0	△ 0.0	0.8
12		△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.0	0.0	0.6
13		△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.7	0.0	0.0	0.7
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5
対前年度増減差										
8		△ 0.6	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.9	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.0
9		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.3
10		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2
11		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4
12		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1
13		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3
14		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1
対前年度増減差										
8		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2
9		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4
10		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1
11		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3
12		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1
対前年度増減差										
8		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.6		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2
9		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2
10		△ 0.6	0.1	△ 0.0	0.5		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2
11		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1
12		△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.4		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2
13		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2
14							0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。  
注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当に絞って、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況を見る。平成14年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,015万人、国民年金1,805万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済61万人、地共済147万人、私学共済8万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.7%、次いで厚生年金31.1%、地共済30.9%、国共済15.9%の順となっている。国民年金は58.4%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも70歳前後である。一方、国民年金は73.1歳と、被用者年金に比べてやや高い。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数22,117千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

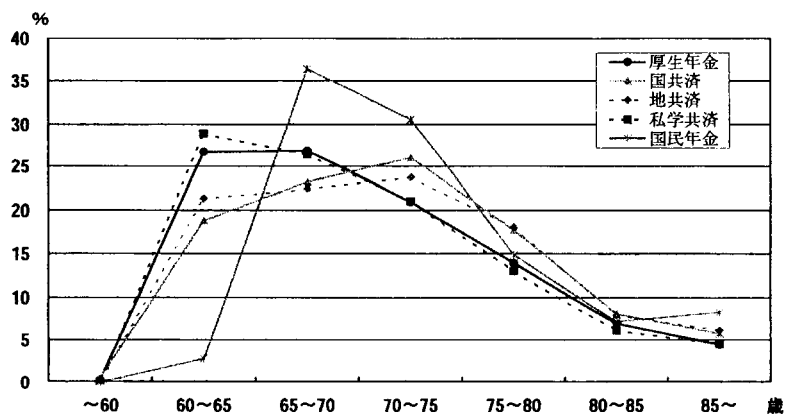
図表 2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 -平成14年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
受給権者数計	10,145	610	1,471	76.5	18,053	22,117
男性	6,988	513	1,017	46.1	7,511	老齢基礎年金等受給権者数
女性	3,157	97	454	30.4	10,542	
女性割合(%)	31.1	15.9	30.9	39.7	58.4	
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	
計	70.4	71.5	71.3	69.7	73.1	
男性	70.2	71.4	71.3	69.1	71.8	
女性	70.9	72.0	71.3	70.6	73.9	

老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の年齢構成割合をみると(図表2-3-12)、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の年齢構成

—平成14年度末—



(平均年金月額)

平均年金月額<sup>注</sup>(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表2-3-13)、地共済が最も高く23.1万円、次いで国共済21.6万円、私学共済21.5万円、厚生年金17.2万円(厚生年金基金代行分も含む)の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、共済年金は厚生年金に比べて報酬比例部分の給付乗率がいわゆる職域部分に相当する分高くなっていること、受給権者数の男女比や平均加入期間に制度間で差があることに留意が必要である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者

・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者(65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ(報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始)が始まっている。)を除くと、地共済23.6万円、国共済22.8万円、私学共済22.0万円、厚生年金17.4万円(厚生年金基金代行分も含む)となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均5.9万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると5.2万円(表中「52,233円」)である。

図表 2-3-13 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成14年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
男性	199,059	222,022	243,557	237,964	58,430
女性	111,764	184,428	202,727	177,190	47,818
女(男=100)	56.1	83.1	83.2	74.5	81.8
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	371	417	411	371	300
男性	411	421	426	383	337
女性	280	398	378	352	273
繰上・繰下等除く平均年金月額 <sup>注1</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	173,516	227,935	236,194	220,305	58,112
					5.9万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。  
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢に到達していない者を除く。  
○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。  
注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

(女性の平均年金月額 —男女の差が小さい国共済、地共済—)

女性の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表2-3-13)、厚生年金は11.2万円であり男性(19.9万円)の56.1%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は18.4万円であり男性(22.2万円)の83.1%の水準、地共済は20.3万円であり男性(24.4万円)の83.2%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額の男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている。(用語解説の図3を参照)。こうした状況を見たのが図表2-3-14である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、平成14年度末で厚生年金18.0万円、国共済23.2万円、地共済23.9万円、私学共済23.7万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、61~64歳では、厚生年金16.7~16.9万円、国共済20.8~21.3万円、地共済21.6~22.4万円、私学共済が19.2~20.5万円となっており、本来支給分より若干低い水準である。一方、60歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっているが、これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられたため、14年度中に60歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)、すなわち14年度末に60歳であるこれらの者について定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、61歳に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると(図表2-3-15)、被用者年金では、14年度の対前年度増減率が、厚生年金0.5%減、国共済0.5%減、地共済0.6%減、私学共済0.7%減となり、いずれも3年連続の減少となった。

一方、国民年金の平均年金月額(新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均)は増加を続けており、平成14年度は対前年度1.2%の増、52,233円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では8年度以降、10年度を除き、総じて減少を続けている。

図表2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額(詳細版) -平成14年度末-

男女合計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕	142,017 〔171,892〕	188,413 〔216,062〕	202,839 〔230,953〕	183,529 〔215,017〕	
新 法 支 給 部 分	60歳未満	145,974	117,805	155,780	113,266
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	110,328 〔…〕	129,642 〔129,683〕	148,434 〔148,476〕	127,886 〔127,894〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	166,897 〔…〕	208,191 〔208,233〕	216,138 〔216,209〕	192,422 〔192,477〕
	62歳	168,823	212,823	224,406	205,328
	63歳	167,113	209,704	221,579	204,458
	64歳	168,473	210,801	220,891	203,984
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	120,074 〔180,333〕	167,866 〔231,988〕	173,955 〔239,343〕	182,274 〔237,044〕
	旧法部分	168,717	206,839	234,129	183,094
			174,922	181,353	150,989

男性	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕	167,055 〔199,059〕	193,588 〔222,022〕	212,471 〔243,557〕	205,336 〔237,964〕	
新 法 支 給 部 分	60歳未満	170,073	126,010	191,438	129,728
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	112,334 〔…〕	131,974 〔132,020〕	157,144 〔157,191〕	140,228 〔140,235〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	191,330 〔…〕	213,887 〔213,928〕	230,161 〔230,245〕	211,994 〔212,022〕
	62歳	194,819	218,247	238,795	226,977
	63歳	193,762	214,857	236,219	225,978
	64歳	196,184	216,092	236,295	227,578
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	143,163 〔205,691〕	172,327 〔236,745〕	183,244 〔249,609〕	204,127 〔257,990〕
	旧法部分	205,860	214,230	248,868	212,890
			177,551	203,622	160,182

女性	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕	86,601 〔111,764〕	160,957 〔184,428〕	181,273 〔202,727〕	150,443 〔177,190〕	
新 法 支 給 部 分	60歳未満	82,047	101,466	120,177	106,407
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	105,624 〔…〕	117,155 〔117,174〕	130,193 〔130,225〕	102,207 〔102,202〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	103,431 〔…〕	175,479 〔175,537〕	184,776 〔184,818〕	155,174 〔155,280〕
	62歳	101,144	179,800	189,906	163,844
	63歳	98,255	177,072	187,080	165,179
	64歳	97,853	179,112	186,312	164,631
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	63,278 〔117,954〕	141,291 〔203,579〕	145,494 〔207,888〕	144,243 〔194,884〕
	旧法部分	110,990	175,600	211,006	165,278
			115,585	134,704	144,164

注1〔〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げ制度が導入されている。  
 注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。  
 注3 共済の「旧法部分」は、  
 上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者  
 下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者  
 についての数値である。

図表 2-3-15 平均年金月額の推移 - 老齢・退年相当 -

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧農林年金					
平成	円	円	円	円	円	円
7	171,478	175,177	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	176,035	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	176,784	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	180,481	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	182,049	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	182,279	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	179,218	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892		216,062	230,953	215,017	52,233
対前年度増減率(%)						
8	0.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	2.1	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.9	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5		△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済に係る基礎年金額を含まない。  
また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	旧農林年金				
平成	円	円	円	円	円
7	155,814	168,671	206,265	221,687	202,671
8	153,534	166,961	203,724	218,158	199,788
9	153,578	165,034	200,846	214,859	196,547
10	153,523	165,823	201,242	215,515	196,978
11	152,207	164,619	199,261	213,615	195,315
12	149,564	162,109	196,201	210,629	192,790
13	144,584	156,675	191,367	206,105	186,302
14	142,017		188,413	202,839	183,529
対前年度増減率(%)					
8	△ 1.5	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.5	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 0.7	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 3.4	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8		△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。  
また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 一各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び一)

平均年金月額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみると(図表 2-3-16)、各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は7年度以降でみて、7年度の241ヶ月から14年度は300ヶ月まで、年8~10ヶ月の増加となっている。この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2~4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-16 平均加入期間の推移 - 老齢・退年相当 -

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧農林年金					
平成	月	月	月	月	月	月
7	347	340	410	405	353	241
8	350	343	410	405	355	251
9	354	346	411	407	357	260
10	357	349	412	408	360	268
11	360	352	414	408	362	276
12	364	354	413	410	366	284
13	367	358	416	410	368	292
14	371		417	411	371	300
対前年度増減差						
8	3	3	0	0	2	10
9	4	3	1	2	2	9
10	3	3	1	1	3	8
11	3	3	2	0	2	8
12	4	2	△ 1	2	4	8
13	3	4	3	0	2	8
14	4		1	1	3	8

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること  
(給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年度に応じて徐々に小さくなるように定められている。)
- ・ 13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳

に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

(14年度については、14年度中に60歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)も上記の者と同様に定額部分の支給開始年齢が61歳であるため、13年度と同じ状況である。)

- 年金の物価スライドは、10、11年度がそれぞれ1.8%、0.6%の引上げであったが、8、9年度、12～14年度は据え置きであり、平均年金月額増加要因とならなかったこと

#### 4 財政指標の現状及び推移

以上、財政収支上の各項目について現状と推移をみた。制度によって違いはあるものの多くの制度が保険料収入の減少、給付費の増加、収支残の縮小・赤字化、受給権者数の増加といった動きを示していた。

財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬月額総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立て状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。さらに、今年度から、年金種別費用率を導入した。

##### (1) 財政指標の定義及び意味

###### ○ 年金扶養比率

被保険者数の受給権者数(老齢・退年相当の受給権者数)に対する比である。1人の老齢・退職年金受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

年金扶養比率が大きいということは、1人の老齢・退職年金受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる(溜まっていく)からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。